

「海上無線通信設備の技術的条件」のうち 「デジタル海上無線通信設備の技術的条件」の 検討開始について

平成28年12月9日
情報通信審議会 情報通信技術分科会
航空・海上無線通信委員会

「デジタル海上無線通信設備の技術的条件」の検討開始について

検討事項

国際的に共通に利用されている海上無線用帯域の一部にデジタル通信を導入することを目的として、無線通信規則(RR)が改訂されたことに伴い、国内においてもその早期実用化のため技術的条件について検討する。

背景と概要

船舶に搭載されている無線通信機器は平成11年のGMDSS(全世界的な海上における遭難安全制度)の完全導入以降、高度化が図られてこなかった。この状況に対処するため国際電気通信連合(ITU)では、世界無線通信会議(WRC-12及びWRC-15)において、一般通信を行う無線通信システムを対象としてデジタル化やひっ迫する周波数を解消するための狭帯域化が決定され、これまでよりも多くの情報を陸上・船舶間及び船舶相互間で通信できることとなった。

このため、我が国においても高度化された海上無線通信システムの早期の導入に向けた制度整備が必要であり、標記設備の技術的条件の検討を開始するものである。

具体的検討事項

- ・ 150MHz帯デジタルデータ海上無線設備(国際VHF)の技術的条件及びアナログシステムとの周波数共用条件
- ・ 400MHz帯デジタル狭帯域船上通信設備の技術的条件
- ・ 短波帯デジタルデータ海上無線設備の技術的条件

答申を予定する時期

平成29年9月頃

150MHz帯デジタル海上無線通信設備の活用例

搜索救助通信

- ・ 海上安全情報
- ・ 船舶交通情報
- ・ 運行監視支援



海上保安庁

相互の情報提供

- ・ 気象・海象情報
- ・ 船舶位置・状態情報



船内居住環境の向上

- ・ 遠隔医療アドバイス
- ・ 娯楽
- ・ ソフトウェアアップデート



船舶動向のリアルタイム管理

- ・ 陸船間の情報接続
- ・ 船の運航状態、船内状態を管理

船会社



海岸局

小型船と大型船の通信

- ・ 漁獲
- ・ 定時連絡
- ・ 家族との連絡

